

共同住宅整備計画調書

【住宅の専用部分】

<規則第15条第2項第1号>

建築物の所在地		戸数	戸
---------	--	----	---

		《住宅整備基準》		
チェック欄		チェック欄の該当する にチェックしてください。 《住宅整備基準》欄の該当する にチェックしてください。		
1 敷地内の通路	(1)	滑りにくい表面の仕上げ		
	(2)	階段を設置する場合	ア 踏面の寸法 24cm	
			イ 55cm ( 蹴上げの寸法×2 + 踏面の寸法 ) 65cm	
			ウ 識別しやすい段	
	エ 握りやすい形状の手すり	75cm 高さ 85cm に設置 75cm 高さ 85cm に設置するための下地		
(3)	傾斜路を設置する場合	握りやすい形状の手すり	75cm 高さ 85cm に設置 75cm 高さ 85cm に設置するための下地	
2 玄関	(1)	出入口	有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 有効幅員 75cm	
	(2)		くつずりと敷地が接する部分の高低差 2cm くつずりと土間が接する部分の高低差 0.5cm	
	(3)	土間	滑りにくい表面の仕上げ	
	(4)		安全上支障のない高さ	
	(5)	上がりがまち	識別しやすい段 ( 式台を設置する場合は式台を含む )	
	(6)		握りやすい形状の手すり	側壁に設置 側壁に設置するための下地
	(7)	式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保		
3 廊下等	(1)	有効幅員 85cm 上記整備が困難な場合 有効幅員 78cm		
	(2)	握りやすい形状の手すり	70cm 高さ 80cm に設置 70cm 高さ 80cm に設置するための下地	
	(3)	屈曲部及び出入口に接する部分	車椅子の転回が可能な空間を確保 軽微な改造により車椅子の転回が可能な空間を確保できる措置	
4 階段	(1)	踊場を設置 踊場を設置しない場合 勾配 1 / 1 かつ 55cm ( 蹴上げの寸法×2 + 踏面の寸法 ) 65cm		
	(2)	握りやすい形状の手すり	70cm 高さ 80cm に設置 70cm 高さ 80cm に設置するための下地	
	(3)	手すりの端部	下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状	
	(4)	蹴込板及び滑り止め		
	(5)	踏面を蹴込板から著しく突出させない		
	(6)	識別しやすい段		
	(7)	上端部又は下端部	上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造	
	(8)	回り階段を設ける場合 1 の段につき回る角度を45°以上の一定の角度とする等安全上支障のないもの		
5 便所	(1)	出入口	有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )	
	(2)	段を設けない		
	(3)	介助しやすい広さを確保 軽微な改造により介助しやすい広さを確保することができる措置		
	(4)	戸	引き戸 外開き戸	
			施錠装置を設ける場合 外部から解錠できる構造	
	(5)	腰掛式便器		
(6)	手すり	便器の両側に設置 便器の両側に設置するための下地		

6 洗面所及び 脱衣所	(1)	出入口	有効幅員 80cm 整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )
	(2)		段を設けない
	(3)	洗面所	70cm 洗面器の高さ 80cm
	(4)	脱衣所	衣服の着脱を容易にするための手すりを設置 衣服の着脱を容易にするための手すりを設置するための下地
7 浴室	(1)	出入口	有効幅員 65cm 上記整備が困難な場合 有効幅員 60cm
	(2)	内法寸法	短辺 140cm かつ 有効面積 2.5㎡ 上記整備が困難な場合 短辺 120cm かつ 有効面積 1.8㎡
	(3)	出入口の戸	引き戸
			施錠装置を設ける場合 ( 外部から解錠できる構造 左記整備が困難な場合 緊急時に救出しやすい構造の戸 )
	(4)	出入口の床面	高低差を設けない 上記整備が困難な場合 高低差 12cm
	(5)	洗い場の床面	滑りにくい仕上げ
	(6)	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さ	50cm
(7)		浴槽及び洗い場に手すりを設置 浴槽及び洗い場に手すりを設置するための下地	
8 居室	(1)	出入口	ア 有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )
			イ 段を設けない
	(2)	居室のうち 1以上	ア 便所と同一階に近接して設置
			イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室と同一階に設置 軽微な改造により玄関、洗面所、浴室及び食事室と同一階に設置されることとなる措置 玄関、洗面所、浴室及び食事室が設置される階との間に特殊構造昇降機を設置
			ウ 出入口の有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 出入口の有効幅員 75cm
			エ 介助しやすい広さを確保 軽微な改造により介助しやすい広さを確保することができる措置
		オ 緊急時に避難がしやすい措置	
9 バルコニー その他これに 類するもの		出入口の段	安全上支障のない高さ及び形状
10 設備及び 建具	(1)	給水給湯設備	安全性に配慮されたもの
		電気設備 ガス設備	操作が容易なもの
	(2)	照明設備	安全上必要な箇所に設置
			十分な照度を確保
	(3)		緊急時の救助を求めるための装置を設置 ( 便所、浴室及び8の(2)に該当する居室 ) 緊急時の救助を求めるための装置を設置できる措置 ( 便所、浴室及び8の(2)に該当する居室 )
	(4)		ガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置 ( 台所 ) ガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置できる措置 ( 台所 )
	(5)		火災を入居者に知らせるための装置を設置 ( 寝室、寝室に至る階段及び台所 ) 火災を入居者に知らせるための装置を設置できる措置 ( 寝室、寝室に至る階段及び台所 )
(6)		冷房装置及び暖房装置を設置できるコンセント等	
(7)		使用しやすい建具のとっ手及び施錠装置	